

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市西部会館駐車場		評価主体	市民部 西部出張所総務課		
指定管理者	奈良市市街地開発株式会社	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日 令和9年3月31日	から まで	(3年間)
設置目的	交通渋滞の要因となる路上駐車者の解消によって道路交通の円滑化を図るとともに、市民の利便に供するため設置する。					

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（月1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地調査	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	7/4、11/21、2/13、 5/29
-----------------	---	----------------	---	-------------	-------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	25,200,000	4,567,400	—	39,862	365	—	—	—
令和6年度	25,200,000	4,000,200	—	35,402	365	—	—	—
変動の大きい指 標の変動理由	使用料収入については、定期利用者の微増及び学園前ホール、公民館の利用者の利用が多かったため。 利用者数については、令和7年度、期日前投票が西部出張所で2回行われたため。							
特記事項	設備の経年劣化に対しても、保守点検の合理性を図りながら、効率的な管理運営に取り組んでいる。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を 優遇していないか。	奈良市営駐車場条例及び施行規則に基づき、公正・公平かつ 適正な運営を行った。奈良市施設利用者の利便性確保を図りつ つ、利用者を不当に優遇することなく、全ての市民に対して平等 な利用機会の確保に努めた。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	事業活動の透明性を確保するため、指定管理者において情報 公開要綱を策定し、情報公開請求があった場合には速やかに対 応できるよう、関係資料の作成・整理・保管を適切に行っている。 また、施設利用に関する情報や各種案内については、掲示物を 活用して積極的な情報提供に努めた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	奈良市の出資法人として、包括外部監査や内部監査を受ける など、法令遵守を重視した運営に努めている。また、関係法令や 社内規程の遵守を徹底するため、必要なチェック体制の充実・強 化を図り、不適切な事務処理や法令違反の未然防止に努めた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	経理事務については、商法・会社法等の関係法令及び社内規 程に基づき、適正に処理するとともに、複数人による確認や決裁 手続を徹底し、適正な経理執行に努めた。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり に行われたか。	機能保持、安全確保及び効率的な管理の観点から、業務仕様 書に基づく保守点検を適切に実施した。また、備品については備 品台帳により適正に管理し、無駄のない維持管理に努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災 害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める 水準どおりに行われたか。	事故・災害等の非常時に迅速かつ適切な対応が行えるよう、職 員への指導・訓練を実施した。また、施設管理者として必要な保 険に加入するなど、安全対策の充実に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画書どおりに事業が実施されたか。計画 どりの成果があったか。	駐車場施設及び設備の適正な運営・維持管理並びに事務処理 を実施した。利用者の利便性と安全性の確保に努めた。また、苦情・ト ラブルについては迅速な対応を基本とし、判断を要する案件につ いては市へ速やかに報告・協議を行うなど、適切な対応及び再発 防止に努めた。	B
	自主事業実施計画	—	—	
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	利用者の状況やニーズを把握し、適切な案内や対応を行うこ とで、サービスの向上及び利便性の確保に努めた。また、苦情・ト ラブルについては迅速な対応を基本とし、判断を要する案件につ いては市へ速やかに報告・協議を行うなど、適切な対応及び再発 防止に努めた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	人件費の高騰や設備の経年劣化に伴い維持管理業務が増加する中、施設の効用を損なうことなく、保守点検業務の合理化などに取り組み、経費の縮減に努めた。企業努力により提案額の範囲内で効率的な施設運営を実施した。	A
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか、業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	労働三法を遵守しながら柔軟かつ効率的な職員配置、勤務体制を実施した。避難訓練及び常駐警備研修・施設設備研修等を積極的に受講するとともに、公安委員会が定める現任教育を半期に一度受講することで、知識及び能力を向上させ、職員の習熟度を上げ、臨機応変な対応を可能にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	類似施設の管理経験、実績を生かした、より効率的な施設管理を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に健全に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	長期にわたる安定的な経営状態である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	市の運用方針及び市営駐車場の特性を十分に理解し、市と密接に連携しながら適正な施設運営を行っている。また、利用者サービスの向上や安全対策の強化、適正な収支管理に取り組むとともに、市の方針を踏まえた管理運営を実施した実績を有している。	A
	地域等における連携・貢献	地域等における連携・貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	出張所や公民館、ホールの公共施設が併設されており、地域との連携・貢献の重要性を認識し、各施設事業者や地域住民との連携を図るとともに、イベント開催時の渋滞対策や避難所開設時の駐車スペース活用など、的確な対応を実施している。	B
	障がい者及び高齢者のアクセシビリティの向上	障がい者や高齢者が利用しやすい環境を整備する姿勢があり、そのための具体的・効果的な方策があるか。	常時係員を配置し、障がい者や高齢者が安心して利用できる環境作りに努めている。車いすの貸出や待合ベンチの設置、係員による案内など、多様な支援策を講じている。	A
	環境に対する配慮	環境に対する団体の社会的責任があり、また、そのための具体的・効果的な方策はあるか。環境負担の軽減に対する取組はあるか。	混雑時や送迎待機時には利用者にアイドリングストップの呼びかけを行い、環境負荷の軽減を促している。また、場内の自主清掃を実施し、美化の維持と快適な利用環境の確保に取り組んでいる。	B

5. 総合評価

総合評価	類似施設の管理経験を活かし、経費削減に積極的に取り組むとともに、職員のスキル向上を図りながら創意工夫による質の高い管理運営を実施している。また、市の施策に伴う運営上の変更にも迅速かつ柔軟に対応し、市民サービスの向上を重視した施設運営に努めている。以上のことから、概ね事業計画の水準を満たしており、一部については計画を上回る管理運営が行われていると評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬梅の資料館		評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課	
指定管理者	月ヶ瀬地域振興協議会	（非公募）	指定の期間	令和5年4月1日 令和8年3月31日	から まで （3年間）
設置目的	月ヶ瀬梅林に係る梅の資料を有効活用し、本市の観光事業及び観光産業の振興を図るとともに、地域振興の拠点として観光客及び市民の利便に共するため、月ヶ瀬梅の資料館を設置する。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地検査（年1回）	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査実施日	令和7年6月23日
-------------	--	------------	-------------------------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	9,000,000	－	15,000	19,096	304	－	－	－
令和6年度	9,000,000	－	15,000	14,299	307	－	－	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成19年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	入館は無料で、誰でも気軽に利用できる。観梅期間中は多くの観光客や市民が利用し、きめ細かい案内業務を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、個人情報以外は、要求があればすぐに公開できるよう準備を行った。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が行なわれたか。	梅の資料館に直接足を運び、施設従事者から経理を含めた梅の資料館の運営に関わる話も聞いたうえで、領収書や請求書をいくつかサンプルで確認している。さらに、公認会計士によって会計処理がされている為経理は適正に処理されていることが確認できた。今後も定期的に行政として帳簿等の確認を行っていくことで、経理の適正化を促していく。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	火気の使用には十分注意し、退館時の確実な施錠により、盗難、火災等の防止に努めた。開館時間中も巡回するなど日々注意を行った。トラブル発生時の対応として、職員間での連絡体制を確立した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	退館時には、責任者のチェックなど確実な施錠による盗難等の防止や火の元の確認により火災の防止に努めた。夜間や休館日等の対応として、警備会社へ委託し非常事態発生に備えた。緊急時には、即時対応することができるよう日頃から各関連機関との連絡を密にと共に、職員間の連絡体制を整備している。職員に対する危機管理意識の高揚を図った。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の中心となるべき施設であるということを考えながら、施設の安全性に留意することはもちろんのこと、月ヶ瀬を再訪問したくなるような事業を実施した。月ヶ瀬の情報発信源として、月ヶ瀬だけでなく奈良市内一円の最新情報の提供を心がけた。また、墨書や墨絵など梅や桜溪に関わる資料の展示、紹介を行った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりでは、館内において写真コンクールを実施するなど、梅まつりに積極的に関わった。また、梅まつり実施期間中は、休館日を臨時開館するなど観光客や市民に対してサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	月ヶ瀬のマップやチラシ等だけでなく、近隣地域のチラシ等を取り揃え情報発信した。また、資料の充実を図りリピーターの増加に努めた。ホームページの管理等、利用の促進につながるPRを行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できている。運営上必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	月ヶ瀬の歴史や観光案内に精通し接客にも優れており、責任感のある職員を配置している。地元在住者を基本に配置し、館長、事務職員、作業職員による管理体制をとった。梅まつりなどの繁忙期には、臨時職員を雇用するなどサービスの低下につながらないように注意した。各施設の管理をスムーズに行えるよう、施設について熟知することはもちろん、観光案内に対する知識の向上に努めた。随時知識の共有の場を設け、職員間での観光情報の提供・交換等を行うことにより正しい理解と認識を深めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	観光案内施設として、月ヶ瀬に関する知識や地元としての意見等が十分に反映されていたといえる。職員も地元の住民として月ヶ瀬に精通しており、業務に適している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	月ヶ瀬にはなくてはならない団体として認知されている。会費等による自主財源もあり、指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	奈良市月ヶ瀬梅の資料館の管理に当たった基本方針や事業計画、協定書などに基つき適正かつ効果的に行われた。観光産業の振興と地域振興の拠点であり、観梅期間だけでなく四季を通じての年間観光情報、梅やお茶など月ヶ瀬地域の農産物と加工品等月ヶ瀬ブランドの発信基地としての活用がより一層求められている。また、SNSを駆使することで視覚的にも月ヶ瀬の魅力を発信していることは高く評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	観光産業の振興と地域振興の発信拠点として、観梅期間に留まらない観光情報及び梅やお茶などの月ヶ瀬地域の農産物と加工品等月ヶ瀬ブランドについての情報発信等PRの更なる充実・強化を図り、年間を通じて来館頂けるよう指導を行った。また、観光産業の振興と地域振興の拠点として、地域の他の指定管理施設や地域内外の団体等と連携を図り、情報共有を行うなど、地域活性化に努めるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が来館頂けるよう、情報発信等PRの充実強化と共に地域内外の団体等と連携を図り、ホームページの充実に取組むことができていた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課		
指定管理者	月ヶ瀬地域振興協議会	(非公募)	指定の期間	令和5年4月1日 令和8年3月31日	から まで (3年間)
設置目的	地域の資源を有効活用し、特産品としての農畜産物等の加工を行うことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得の向上を図るため、農畜産物処理加工施設を設置する。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地検査（年1回）	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査実施日	令和7年6月24日
-------------	--	------------	-------------------------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	－	312,844	400	229	283	－	－	－
令和6年度	－	298,375	400	270	297	－	－	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成19年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用については、奈良市農産物加工センター条例により、地域住民の利用に対して公平な運営を行い、誰もが気持ちよく利用できるよう管理を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が行なわれたか。	利用料金制ではあるが、領収書等の確認を実施。加工施設から提出された領収書や請求書の原本を確認した結果、経理は適正に処理されている事が確認できた。今後も定期的に行政として帳簿等の確認を行っていくことで、経理の適正化を促していく。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、理事、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検を行った。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の管理運営を行うと共に、農産加工グループを中心に地域住民の利用促進に努め、地域特産品の生産振興を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新規特産品（梅シロップ・梅ジャム・梅チョコ等）の開発や加工を行い、農産物付加価値と特産品PRを行った。また、今年度はふるさと納税の返礼品についても会議を行い、最終的には出荷まで行うことができた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	地域で一人でも多く利用していただくよう機械の使用方法等の指導に努めた。また、原材料・資材等の購入についても、農家との購入窓口になり、安心安全性に努めた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	労働基準法を厳守し、効果的な職員の配置と勤務体制に努めた。施設の管理運営や問題点について理事・職員間で研修を実施すると共に、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	幅広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会や地域の農業生産者と協働で展示や観光PRに努め、自治会駐車場の開放と観光案内を心がけた。	B

5. 総合評価

総合評価	農産物加工グループを中心に地域住民等の利用促進に努め、地域特産品の開発に努力していることは評価できる。また、今年度よりふるさと納税の返礼品を作成し始めたことにより、地域内外問わず月ヶ瀬の特産品等を通して魅力を発信している事は高く評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後も引き続き、新規特産品の開発やふるさと納税返礼品の更なる開発、各種PRやイベント等への参画により販路拡大に努めるとともに、地域の他の指定管理施設や地域団体等と連携を図り、情報共有や地域住民の活動の場として利用促進に努めるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	新規特産品の開発と各種PRなど販路拡大に努めると共に、地域住民の活動の場として利用促進に努めてくれた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	農林漁業体験実習館（ロマントピア月ヶ瀬）		評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課	
指定管理者	月ヶ瀬地域振興協議会	（非公募）	指定の期間	令和5年4月1日 令和8年3月31日	から まで （3年間）
設置目的	地域の特産物である茶その他の農林水産物の販売及び加工体験をすることにより、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化及び交流人口の拡大に資するため農林漁業体験学習館を設置する。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地検査（年1回）	利用者の満足度調査等	利用後に意見・要望等を聞き取り調査	実地調査実施日	令和7年6月25日
-------------	--	------------	-------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	－	2,121,621	12,000	14,925	256	－	－	－
令和6年度	－	2,058,336	12,000	9,435	279	－	－	－
変動の大きい指標の変動理由	天候や梅の咲きがよく、梅まつり期間中の利用者数が増加したため。							
特記事項	平成18年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適切に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が行なわれたか。	今後も定期的に行政として帳簿等の確認を行っていくことで、経理の適正化を促していく。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行った。軽微な点検や修繕は、職員が行った。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売するとともに、体験実習館としての施設本来の体験、イベントの開催や地域文化を通して都市住民との交流を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間は、月ヶ瀬地域特産物PRと観光案内を行った。また、施設利用者以外の観光客にも駐車場の開放を行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	観光ツアーやイベントの受入れをはじめとする各種PRに努め、利用促進を図った。梅まつりの観梅期間中は、一人でも多く利用していただくよう、休憩の場として開放し、お茶を無料にて提供した。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	管理運営業務を行なうために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を厳守し、効果的な職員の配置と勤務体制に努めた。勤務体制は、館長1名を配置し、利用者に支障のないようにした。施設の管理運営に必要な知識と技術の習得のため職員研修を実施し、利用者が快適に利用できるように資質の向上に努めた。また、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会や地域の農業生産者と協働で展示や観光PRに努め、駐車場の開放と観光案内を心がけた。	B
	経費縮減に対する方策	創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	体験学習やイベント等には、地域の農業者や自治会からボランティアとして協力いただき、人件費の削減に努めた。	B

5. 総合評価

総合評価	月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売すると共に、ツアーの受け入れ等体験学習館としての施設本来の体験や地域文化を通じて都市住民との交流を図り、維持管理に努めたことが評価できる。また、RVパーク利用者の受け入れ等、より安全、安心、快適なま旅を提供したことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	施設利用者を増加させるため、奈良晒・体験学習・RVパーク等について積極的に活動の工夫を図る必要がある。また、地域の他の指定管理施設や地域団体等と連携を図り、イベント等の情報共有を行うなど、地域活性化に努めるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	観光シーズン（観梅期）以外の施設利用者の拡大を図るため、奈良晒・体験学習・RVパーク等の積極的な広報活動の工夫と充実を図る必要がある。 また、月ヶ瀬の一部地域のものとしてではなく、他団体や他施設との連携を強化し、地域ぐるみでの取組みとしていく必要がある。 その中で、RVパーク利用者の受け入れ等、より安全、安心、快適なま旅を提供したことや、地域活性化推進事業の誘客部会の取組みとして、ロマンピア月ヶ瀬施設を主体に事業を行うことができていた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	梅の郷月ヶ瀬温泉	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
指定管理者	株式会社 月ヶ瀬振興協会	（公募）	指定の期間
			令和5年4月1日 から 令和8年3月31日 まで （3年間）
設置目的	市民の健康増進及び観光の振興を図るため、温泉施設を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地検査（年1回）	利用者の 満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査 実施日	令和7年6月26日
-----------------	--	----------------	-------------------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	－	48,791,000	85,000	80,035	313	－	－	－
令和6年度	－	51,146,000	83,000	85,825	313	－	－	－
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項	平成20年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を 優遇していないか。	施設の利用については、奈良市温泉施設条例により、市民の利 用に対して公平な運営を行い、誰もが気持ちよく利用できるよう 管理を行った。観梅期間中は多くの観光客や市民が利用し、きめ 細かい案内業務を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行なわれたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報につ いては、奈良市情報公開条例施行規則等に基づいて、個人情報 以外は、要求があればすぐに公開できるよう準備を行った。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわ れたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する 条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する 規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に 取扱った。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が行なわれたか。	今後も定期的に行政として帳簿等の確認を行っていくことで、経 理の適正化を促していく。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり に行なわれたか。	業務仕様書に基づき、利用者の安心・安全・快適をモットーに従 前の体制を確保しながら、サービスの低下を招かぬよう、自社か らの提案などによる効果的な管理に努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災 害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める 水準どおりに行なわれたか。	安全で衛生的な施設の管理のため、環境衛生関係・施設管理関係・その他 食品衛生法及び同法の関連法規、諸基準を厳守し、より積極的な衛生管理 を行い、特にレジオネラ症の予防については恒常的かつ細心の注意を怠ら ないよう必要な措置を取るよう努めた。非常時の対策については、市や関 係機関への連絡又は、応援を求めるなど、必要な措置を講じた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の拠点となるべき施設であるということを考えながら、 施設の利用促進、利用者増への取組みと併せ、温泉の効果をH P等で積極的にPRを行った。フードゾーンにおける料理について は、地産地消を基本とした郷土料理をテーマに提供した。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	観梅期間中（2月及び3月）は、休場日を臨時開場し、利用促進 及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれ たか。	梅の郷月ヶ瀬温泉のホームページを管理し、利用の促進につな がるPRを行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	面接審査により接客に優れており、責任感のある職員を配置している。地元在住者を基本に配置し、総支配人、支配人、業務担当職員、臨時職員による管理体制をとった。梅まつり期間、連休などの繁忙期には、職員を増員し、サービスの低下につながらないように注意した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されたか。	以前の管理運営経験者もスタッフとして積極的に雇用し、ノウハウについても熟知しており施設管理に効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	顧問となる公認会計士に適時チェックと評価を依頼すると共に、温泉の運営の専門家の意見を得て、経営体制を整えた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	梅の郷月ヶ瀬温泉を基軸にした長期・短期、奈良市内と連携したタイプ別複数観光ルートプランの作成とPRにむけ計画に取組中であり、地域内の各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の拠点としての役割を担った。	B

5. 総合評価

総合評価	梅の郷月ヶ瀬温泉の管理に当たっての基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行なうことができた。また、地域の観光拠点の施設として、HP等を通じて温泉の効能、食堂における地産地消を基本とした郷土料理等を提供し、観梅期間中（2月及び3月）は、休場日を臨時開場したり、隣接キャンプ場等との連携を行う等、施設の利用促進や利用者増への取組みを積極的に行なった。
指定管理者に対する指示・指導事項	年間を通じて多くの方に利用頂くため、情報発信等PRの更なる充実・強化を行い、地域の他の指定管理施設や地域団体等と連携を図り、観光の中心的立場として地域活性化に努めるよう指導を行った。 また、来場者の快適な施設利用を実現するための施設管理、非常事態への対応等を可能にするための従業員教育について、更なる充実を図るよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が利用頂けるように地域の団体等と連携しながら、情報発信等のPRの充実強化とホームページの積極的な更新等、利用者増に向け、積極的な取組みを行っていた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	月ヶ瀬温泉ふれあい市場	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
指定管理者	株式会社 月ヶ瀬振興協会	（公募）	指定の期間
			令和5年4月1日 から 令和8年3月31日 まで （3年間）
設置目的	地域の農林産物、加工品、工芸品等の販売及び情報の発信を行なうことにより、当該地域の活性化、住民の所得及び就労意欲の向上並びに消費者との交流を図るため、特産品等直売施設を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地検査（年1回）	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査実施日	令和7年6月26日
-------------	--	------------	-------------------------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	－	－	71,500	66,302	315	－	－	－
令和6年度	－	－	72,000	71,105	314	－	－	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成29年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が行なわれたか。	今後も定期的に行政として帳簿等の確認を行っていくことで、経理の適正化を促していく。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行った。軽微な点検や修繕は、職員が行った。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬温泉ふれあい市場の管理運営を行うと共に、月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を販売すると共に、イベントの開催や地域文化を通して都市住民との交流を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中（2月及び3月）は、休場日を臨時開場し、利用促進及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	地域の各団体と連携を密にしている広報等、利用の促進につながるPRを行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	管理運営業務を行なうために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。勤務体制は、店長1名を配置し、利用者に支障のないようにした。施設の管理運営に必要な知識と技術の習得のため職員研修を実施し、利用者が快適に購入できるように資質の向上に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	月ヶ瀬温泉ふれあい市場の管理に当たったの基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行うことができた。また、梅やお茶など、月ヶ瀬地域の農産物と加工品等の販売等利用促進への取組みを積極的に行った。
指定管理者に対する指示・指導事項	年間を通じて、来場者が安心して快適に施設を利用するため、施設等の管理を充分に行うよう指導を行った。また、更に利用者数を増加させるため、地域の他の指定管理施設や地域団体等と連携を図り、情報共有を行うなど、地域活性化に努めるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう、他地域との連携や情報発信等PRの充実強化等、利用者増への取組みを積極的に行っていた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	湖畔の里つきがせ		評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課		
指定管理者	月ヶ瀬地域振興協議会	(非公募)	指定の期間	令和5年4月1日 令和8年3月31日	から まで	(3年間)
設置目的	地域で生産される茶その他の農林水産物を販売するとともに、地域の食材を利用した郷土料理等を提供することにより、地域の活性化、農家所得の向上等を図るため、農林水産物直売・食材供給施設を設置する。					

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地検査（年1回）	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査実施日	令和7年6月27日
-------------	--	------------	-------------------------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
			令和7年度					
令和6年度	-	-	30,000	22,325	302	-	-	-
	-	-	30,000	26,758	303	-	-	-
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項	平成29年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が行なわれたか。	今後も定期的に行政として帳簿等の確認を行っていくことで、経理の適正化を促していく。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行った。軽微な点検や修繕は、職員が行った。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の拠点となるべき施設であるということを考えながら、施設の利用促進、利用者増への取組みと併せ、HP等で積極的にPRを行った。フードゾーンにおける料理については、地産地消を基本とした料理を提供した。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中（2月及び3月）は、休場日を臨時開場し、利用促進及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	地域団体等と連携を密にしての広報と湖畔の里つきがせのSNSを活用し、利用の促進につながるPRを行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。施設の管理運営や問題点について理事・職員間で研修を実施すると共に、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	幅広い年齢層の利用者があり、またリピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	湖畔の里つきがせの管理にあたっての基本方針や事業計画、協定書などに基づき、適正かつ効果的に行なわれた。 また、月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売すると共に、食堂における地産地消を基本とした郷土料理等を提供し、観梅期間中（2月及び3月）は、休場日を臨時開場する等、利用者増への取組みを積極的に行った。
指定管理者に対する指示・指導事項	地域の観光振興に努め、地域の他の指定管理施設や地域団体等と連携を図り、イベント等の情報共有を行うなど、観光施設や交流施設として年間を通じた利用促進に努めるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう、情報発信等PRの充実強化するため、他地域との連携や、地域団体等のホームページへの掲載、SNSの積極的な更新等、利用者増への取組みを積極的に行っていた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁農畜産物処理加工施設 奈良市都祁農林水産物処理加工施設	評価主体	市民部 東部振興局 都祁行政センター地域振興課
指定管理者	一般社団法人 針ヶ別所未来開発（非公募）	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで（5年間）
設置目的	地域の資源を有効活用し、特産品としての農畜産物等の加工を行うことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得の向上を図ることを目的として運営する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告の確認（月報）	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和7年7月4日 令和8年2月27日
-----------------	-----------------------------------	----------------	---	-------------	-----------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	—	—	—	—	329	—	—	—
令和6年度	—	—	—	—	350	—	—	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一 部の市民を優遇していないか。	施設の利用について、奈良市農産物加工センター条例に基づ き、利用者に対して公平な運営・管理を行った。また、加工サービ ス等についてインスタグラム等SNSを活用し、広く周知を図った。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果 的な方策が行われたか。	施設の管理運営業務に関する情報について、利用者及び地域住 民の理解を得るため、必要性を認識している。また、奈良市情報 公開条例等に基づいて、必要に応じて提供できる体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令順守の重要性について認識があり、具体 的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理・運営に関する各種法令に基づき、内容を理解し適 切に業務を運営している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われた か。	施設の管理・運営にかかる経理処理について、適正に執行した。 経理事務についてはクラウド会計、クラウド請求書及びクラウド給 与を導入して行い、事務の効率化を図ったことに加え、事務担当 者を雇用し、更なる一貫性を持った事務処理体制を整備した。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他 施設の維持管理について、業務仕様書に定める 水準どおりに行われたか。	稼働前後の点検を欠かさず、不具合を発見した際には市と連携 し修繕を実施した。また、日常的に職員で機械に油をさす等のメ ンテナンスに加え、浄化槽法定点検、消防設備点検等により施 設・設備の適切な利用環境維持に努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事 故・災害等の非常時の対応について、業務仕様 書に定める水準どおりに行われたか。	安全対策、非常時の対応の重要性について認識し、終業時には 職員が館内巡回により施設点検と機械の電源を目視確認してい る。また、食品衛生法に基づき適切な衛生管理に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	生産（1次）・加工（2次）・販売（3次）部門ごとで現状と計画が分け られており、概ね計画どおりに進められている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施され たか。計画どおりの成果があったか。	地域内農業を守り支えるため、農業経営事業及び農作業受託事 業を実施した。また、施設で製造する加工品の原材料として、味 に遜色のないものの、形や色のために販売できない農産物を使用 するなど、フードロス対策を意識した調達も実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的 ・効果的な方策が行われたか。	地域農産物を活用した特産品の研究開発に取り組んでいる。各種イベントへの出展に よる試飲・販売も実施し、更なる販路拡大のためにインターネット販売（ECサイト運営） にも継続して取り組んだことで、近隣のみならず、遠隔地からの受注増に寄与した。加 工品を市のふるさと納税返礼品に登録し、インスタグラム等SNSを活用した広報にも取 組み、ECサイトでの受注時に、ふるさと納税に関するチラシを同封することで、多角 的な地域の魅力発信に注力した。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能力 を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限を含む。)であったか。	職員の雇用条件については労働基準法等を遵守し、実情に応じた多様な働き方の実現ため、複数の雇用形態とその就業規則も整備するなど、働きやすい職場作りを実施している。また、情報セキュリティ研修、社会保険制度研修等、担当に応じて職員が積極的に参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	地場農産物や特産品の新たな加工品の工夫や開発について情報収集し、近隣の類似施設、生産者等との繋がりを構築し、意見交換をしながら事業展開が行われた。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	売上拡大と徹底したコスト削減の両立により、利益が前年度を大幅に上回り、経営の自立化と財務の健全化が極めて高いレベルで進展した。財務面では、現預金が流動負債を大きく上回るなど資金繰りは非常に安定している。利益の蓄積により自己資本(組織の体力)も着実に強化されており、指定期間を通じて事業を安定継続できる良好な財務状況であると判断する。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針や施設の設置目的を的確に把握し、指定管理者として施設を管理運営する意識や責務を認識しているか。	地域資源の有効活用と地域の特産物としての農畜産物の加工を行うことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得向上を図るという施設の設置目的を意識した管理運営を行っており、施設の利用促進にも積極的に取り組んでいる。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	地域内農地の保全と農業振興のため、農作業受託や農業経営事務といった地域に根ざした業務を行っている。	B
	行政との連携	指定管理者として行政と円滑に連携をおこなっているか。	月次報告による加工品の種類や作業人数の報告に加えて、施設や設備の状況について共有し、保守・修繕についても連携して実施した。	B

5. 総合評価

総合評価	施設の管理運営や事業の実施など、概ね事業計画通り実施した。また、インターネット販売(ECサイト)、Instagram等SNSによる情報発信に注力し、販路拡大や新規顧客獲得にも積極的に取り組んだ。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後も、所管課との連携を密に、現在の丁寧な維持管理体制を継続するとともに、地域住民や関係者との交流を大切にしながら、地域に根差した貴団体ならではの意欲的な姿勢を継続されることを期待する。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁交流センター	評価主体	市民部 東部振興局 都祁行政センター地域振興課
指定管理者	都祁まちづくり協議会（非公募）	指定の期間	令和7年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（3年間）
設置目的	市民の文化の振興と福祉の増進を図るとともに、地域間交流を促進することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告の確認（随時） ・実地調査（随時）	利用者の満足度調査等	－	実地調査 実施日	令和7年6月4日
-------------	--	------------	---	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	20,178,000	841,750	9,500	14,382	271	－	10.9/ホール	－
令和6年度	26,300,000	966,700	9,500	11,698	267	－	10.6/ホール	－
変動の大きい指標の変動理由	50%以上の増減なし							
特記事項	指定管理者の変更							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	市や指定管理者のホームページによる幅広い周知を行い、本施設にかかる条例・施行規則に基づき使用承認することで、誠実な対応を行い、利用者の平等性を確保した運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開の重要性について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	公の施設として、市の情報公開条例・規則や指定管理者の情報公開要綱に基づく情報公開の重要性について認識がある。また、条例に基づき、各種事務処理等においても定められたルール、様式等を再確認し、慣例的な取扱いにとらわれない適切な運営を行った。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	法令遵守の重要性について認識を強めるとともに、取り扱う個人情報（利用者のアカウントファイル等）については施錠ロッカー内へ保管するなど、奈良市個人情報保護条例等関係法令の規定に基づき適切に取り扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理執行の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	施設所管課による指導・指示のもと、適切な事務処理に努めた。具体的には、処理担当者、別の職員、管理者による3重の目視確認を基本とし、他の職員の合議にも付すことで複数のチェックを経て執行に至る。また、施設所管課による不定期の実地調査にも都度対応し、経理の適正性を確保した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準通り行われたか。	老朽化している施設・設備の現状を踏まえ、必要な保守点検等は委託業務として実施した。日常的な小修繕は指定管理者自ら実施するとともに、一定規模以上の修繕については市へ報告・相談があった。利用者が安心して利用できるよう努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準通り行われたか。	避難マニュアルの策定、防火管理者の資格を取得、施設所管課との緊急連絡網を整備、全職員を対象に防火訓練を実施するなど、緊急時の初動体制の確立に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画通りの効果があったか。	概ね事業計画どおりに実施した。施設管理事業について、利用者の安心・安全を最優先にした施設の維持管理業務を実施した。	B
	自主事業実施計画	自主事業計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	概ね事業計画どおりに実施した。利用促進に寄与するため、コーヒーマーパの設置、YSKシンフォニックアンサンブルと協働によるクリスマスコンサート、公民館と連携した映画会等、積極的に取り組み実施した。事業を通して、事業目的である地域間・世代間交流を図ることができた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者として事業を開始するにあたり、周辺の公共施設や自治連合会及び自治会に対し周知宣伝活動を実施した。団体のホームページ、SNSの活用等、事業に応じた広報を効果的に実施した。また、小学校と連携した職場体験の受け入れ、こども園と連携した遠足の受け入れ等地域へのアピールにも注力した。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	センターの運営を効果的・効率的に行いながら、経費の削減も図られているか。	センターの日常の運営管理及び施設の維持管理等にあたり、人件費、委託料及び消耗品等の削減に努め、経費の削減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限を含む。）であったか。	施設の円滑な運営と利用者の利便性維持を確保できる勤務体制により、適切な職員の配置を行った。また、予約システム導入に伴い、職員自らがマニュアルを整備するなど自己研修に努め、事業実施時には設備業者から照明、音響のノウハウを独自で学んだり、運営業務に役立てた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営業務その他類似事業の業務実績やノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	—	—
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	決算としては少額の赤字となっているが、これは施設そのものの老朽化が顕著であり、利用者の利用環境に大きく影響する突発的な故障等が発生した際に緊急かつ随時的な支出に対応したことによる費用増加である。しかしながら、指定管理者として、事業手法等の見直し、その他経費の削減等に積極的に取り組み、自己財源（預金利息）を含めた予算の範囲内に収めることができたのは一つの成果と言える。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の設置目的や性格を的確に把握し、指定管理者として施設を管理運営する意義や責務を認識しているか。	指定管理者として、平等を保ちつつも各種団体と積極的に関わりを持ち、日頃から協議と提案を重視した関係性を構築することで、交流センターが地域間・世代間交流の拠点施設となるよう取り組んだ。	B
	施設の管理運営に関する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者の目線に立った管理運営を行い、自主事業等で地域間・世代間交流を意識した環境づくりに努めた。また、新たな取り組みとして、市中央図書館と連携し、交流センター図書室の蔵書の充実に寄与するため、児童書（100冊程度）を3か月に1回入れ替えを行う取り組みを実施した。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定に基づいた管理運営を行った。施設の事業実施状況や老朽箇所の報告等、日常的に連携を密に情報共有を行った。	B

5. 総合評価

総合評価	前指定管理者である（一財）奈良市総合財団から引き継いだ施設の管理や事業の運営など、概ね事業計画通り実施した。また、施設の設置目的である市民の文化の振興と福祉の増進、地域間交流の促進に加え、地域の拠点施設としての機能や世代間交流も意識しながら、利用促進及びサービスの向上にも積極的に取り組みされた。都祁まちづくり協議会として初めて受託した指定管理業務であり、日常における施設不具合や利用者トラブル等への対応も手探り状態であったが、地域に密着した団体であることを最大限活かし、真摯に運営に取り組まれたと考える。
指定管理者に対する指示・指導事項	初年度の実践で得た知見を組織内で共有し、より安定的・組織的な運営体制の定着を図られたい。施設の老朽化に対しては、引き続き細やかな点検と迅速な報告体制を維持し、予防保全に万全を期すこと。また、地域団体ならではの視点を活かし、地域拠点としての魅力を高める創意工夫を次年度も継続的に検討されることを期待する。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁体育館	評価主体	市民部 東部振興局 都祁行政センター地域振興課
指定管理者	都祁まちづくり協議会（非公募）	指定の期間	令和7年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（3年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告の確認（随時） ・実地調査（随時）	利用者の満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和7年6月4日
-------------	--	------------	---	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	3,433,000	872,575	9,200	13,003	293	—	36.3	—
令和6年度	7,240,000	892,090	9,200	7,145	292	—	35.3	—
変動の大きい指標の変動理由	指定管理料の減額については、スマートロック導入に伴う人件費予算削減のため。							
特記事項	指定管理者の変更							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	市や指定管理者のホームページによる幅広い周知を行い、本施設にかかる条例・施行規則に基づき使用承認することで、誠実な対応を行い、利用者の平等性を確保した運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開の重要性について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	公の施設として、市の情報公開条例・規則や指定管理者の情報公開要綱に基づく情報公開の重要性について認識がある。また、条例に基づき、各種事務処理等においても定められたルール、様式等を再確認し、慣例的な取扱いにとらわれない適切な運営を行った。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令順守の重要性について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	法令遵守の重要性について認識を強めるとともに、取り扱う個人情報（利用者のアカウントファイル等）については施錠ロッカー内へ保管するなど、奈良市個人情報保護条例等関係法令の規定に基づき適切に取り扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理執行の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	施設所管課による指導・指示のもと、適切な事務処理に努めた。具体的には、処理担当者、別の職員、管理者による3重の目視確認を基本とし、他の職員の合議にも付すことで複数のチェックを経て執行に至る。また、施設所管課による不定期の実地調査にも都度対応し、経理の適正性を確保した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準通り行われたか。	老朽化している施設・設備の現状を踏まえ、必要な保守点検等は委託業務として実施した。日常的な小修繕は指定管理者自ら実施するとともに、一定規模以上の修繕については市へ報告・相談があった。利用者が安心して利用できるよう努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準通り行われたか。	避難マニュアルの策定、防火管理者の資格を取得、施設所管課との緊急連絡網を整備、全職員を対象に防火訓練を実施するなど、緊急時の初動体制の確立に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画通りの効果があったか。	概ね事業計画どおりに実施した。施設管理事業について、利用者の安心・安全を最優先にした施設の維持管理業務を実施した。	B
	自主事業実施計画	自主事業計画書どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	自主事業は実施されなかった。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	予約システムによる利用申し込みの促進を図るなど、利用者の利便性の向上と事務負担軽減に努めた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	運営を効果的・効率的に行いながら、経費の削減も図られているか。	日常の運営管理及び施設の維持管理等にあたり、人件費、委託料及び消耗品等の削減に努め、経費の削減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限を含む。)であったか。	施設の円滑な運営と利用者の利便性維持を確保できる勤務体制により、適切な職員の配置が行われた。施設予約システムの利用促進により、事務負担軽減に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営業務その他類似事業の業務実績やノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	—	—
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	施設そのものの老朽化が顕著であり、利用者の利用環境に大きく影響する突発的な改善等が発生した際の緊急対応により修繕費用の増加があったものの、指定管理者として、事業手法等の見直し、その他経費の削減等に積極的に取り組んだ結果、支出を指定管理料の範囲内に収めることができたのは一つの成果と言える。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の運営管理に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者の目線で日々の管理運営を行い、地域間・世代間交流を意識した環境づくりに努められた。	B
	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興について統一した目標を持って取り組んでいるか。	本施設の設置目的と、奈良市が進めるスポーツ振興計画に沿った運営をめざし、地域に合った密着型の事業展開をすることでスポーツ振興につなげたいという考え方のもとに取り組んでいる。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定に基づいた管理運営を行った。施設の事業実施状況や老朽箇所の報告等、日常的に連携を密に情報共有を行った。	B

5. 総合評価

総合評価	前指定管理者である(一財)奈良市総合財団から引き継いだ施設の管理運営など、概ね事業計画通り実施した。また、施設の設置目的である市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資することに加え、地域密着の事業展開や世代間交流も意識しながら、利用促進及びサービスの向上を図った。都祁まちづくり協議会として初めて受託した指定管理業務であり、日常における施設不具合や利用者トラブル等への対応も手探り状態であったが、地域に密着した団体であることを最大限活かし、真摯に運営に取り組まれたと考える。
指定管理者に対する指示・指導事項	初年度の実践で得た知見を組織内で共有し、より安定的・組織的な運営体制の定着を図られたい。施設の老朽化に対しては、引き続き細やかな点検と迅速な報告体制を維持し、予防保全に万全を期すこと。また、地域団体ならではの視点を活かし、地域拠点としての魅力を高める創意工夫を次年度も継続的に検討されることを期待する。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	—
-------------------	---

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁生涯スポーツセンター等4施設	評価主体	市民部 東部振興局 都祁行政センター地域振興課
指定管理者	都祁まちづくり協議会（非公募）	指定の期間	令和7年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（3年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに、文化の向上に資することを目的として運営する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告の確認（随時） ・実地調査（随時）	利用者の満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和7年6月4日
-------------	--	------------	---	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	10,230,000	1,453,480	18,000	22,886	292	—	別紙	—
令和6年度	10,900,000	1,433,235	18,000	26,263	292	—	別紙	—
変動の大きい指標の変動理由	50％以上の増減なし							
特記事項	指定管理者の変更							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	市や指定管理者のホームページによる幅広い周知を行い、本施設にかかる条例・施行規則に基づき使用承認することで、誠実な対応を行い、利用者の平等性を確保した運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	公の施設として、市の情報公開条例・規則や指定管理者の情報公開要綱に基づく情報公開の重要性について認識がある。また、条例に基づき、各種事務処理等においても定められたルール、様式等を再確認し、慣例的な取扱いにとらわれない適切な運営を行った。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	法令遵守の重要性について認識を強めるとともに、取り扱う個人情報（利用者のアカウントファイル等）については施錠ロッカー内へ保管するなど、奈良市個人情報保護条例等関係法令の規定に基づき適切に取り扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	施設所管課による指導・指示のもと、適切な事務処理に努めた。具体的には、処理担当者、別の職員、管理者による3重の目視確認を基本とし、他の職員の合議にも付すことで複数のチェックを経て執行に至る。また、施設所管課による不定期の実地調査にも都度対応し、経理の適正性を確保した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	老朽化している施設・設備の現状を踏まえ、必要な保守点検等は委託業務として実施した。日常的な小修繕は指定管理者自ら実施するとともに、一定規模以上の修繕については市へ報告・相談があった。利用者が安心して利用できるよう努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	避難マニュアルの策定、防火管理者の資格を取得、施設所管課との緊急連絡網を整備、全職員を対象に防火訓練を実施するなど、緊急時の初動体制の確立に努めた。また、ドクターヘリのランデブーポイントであること、防災拠点であることを認識し、マニュアル、開設手順書の共有等を行った。熊対応を含む市との連絡体制も整備した。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの効果があったか。	概ね事業計画どおりに実施した。施設管理事業について、利用者の安心・安全を最優先にした施設の維持管理業務を実施した。	B
	自主事業実施計画	自主事業計画書どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	自主事業は実施されなかった。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	予約システムによる利用申し込みの促進を図るなど、利用者の利便性の向上と事務負担軽減に努めた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	運営を効果的・効率的に行いながら、経費の削減も図られているか。	日常の運営管理及び施設の維持管理等にあたり、人件費、委託料及び消耗品等の削減に努め、経費の削減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限を含む。)であったか。	施設の円滑な運営と利用者の利便性維持を確保できる勤務体制により、適切な職員の配置が行われた。施設予約システムの利用促進により、事務負担軽減に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営業務その他類似事業の業務実績やノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	—	—
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、安定的な事業運営を実施した。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の運営管理に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	常に利用者の目線で日々の管理運営を行い、地域間・世代間交流を意識した環境づくりに努められた。	B
	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興について統一的な目標を持って取り組んでいるか。	本施設の設置目的と、奈良市が進めるスポーツ振興計画に沿った運営をめざし、地域に合った密着型の事業展開をすることでスポーツ振興につなげたいという考え方のもとに取り組んでいる。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定に基づいた管理運営を行った。施設の事業実施状況や老朽箇所の報告等、日常的に連携を密に情報共有を行った。	B
	環境に対する配慮	環境に対する団体の社会責任について認識があり、そのために具体的・効果的な方策があるか。環境負担の軽減に対する取り組みはあるか。	夜間照明の9時消灯の厳守を徹底する等、近隣住民との関係性を重視した。また、利用者に向けた節電、節水の啓発、協力要請に努めた。	B

5. 総合評価

総合評価	前指定管理者である(一財)奈良市総合財団から引き継いだ施設の管理運営など、概ね事業計画通り実施した。また、施設の設置目的である市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資することに加え、地域密着の事業展開や世代間交流も意識しながら、利用促進及びサービスの向上を図った。都祁まちづくり協議会として初めて受託した指定管理業務であり、日常における施設不具合や利用者トラブル等への対応も手探り状態であったが、地域に密着した団体であることを最大限活かし、真摯に運営に取り組まれたと考える。
指定管理者に対する指示・指導事項	初年度の実践で得た知見を組織内で共有し、より安定的・組織的な運営体制の定着を図られたい。施設の老朽化に対しては、引き続き細やかな点検と迅速な報告体制を維持し、予防保全に万全を期すこと。また、地域団体ならではの視点を活かし、地域拠点としての魅力を高める創意工夫を次年度も継続的に検討されることを期待する。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	—
-------------------	---

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名 (例)Aホール、Bホール等	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	都祁生涯スポーツセンター（球技場）	—	18.3%	—	32.0%
2	都祁生涯スポーツセンター（テニスコート）	—	19.2%	—	25.3%
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市斎苑 旅立ちの杜	評価主体	市民部 斎苑管理課
指定管理者	株式会社まほろばの杜（非公募）	指定の期間	令和4年4月1日 から 令和19年3月31日 まで（15年間）
設置目的	奈良市斎苑 旅立ちの杜における火葬業務等について、ご遺族並びに会葬者の心情に寄り添い、きめ細やかな葬送サービスを提供する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・業務報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報）の確認 ・実地調査（年12回）	利用者の満足度調査等	・指定管理者主催アンケート（現地記入、ハガキ） （通年実施 187件）	実地調査 実施日	4/23、5/21、6/25、 7/23、8/27、9/24、 10/16、11/27、12/18、 1/28、2/26、3/25
-------------	--	------------	--	-------------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	火葬件数 （人）		開館日数 （日）	火葬炉稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	171,413,000	159,766,250	－	5,125人	362日	－	64%	90%
令和6年度	149,215,000	177,394,750	－	5,549人	362日	－	70%	90%
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 火葬炉稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	奈良市火葬場条例及び施行規則に基づき、厳正に使用承認を行っている。また、利用者目線のレイアウトとした指定管理者による施設独自のホームページを作成し、施設の空き状況を開示することで施設運営の公平性と透明性を確保している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	情報公開に対する重要性・責任を認識しており、市が受けた行政文書開示請求に対し、維持管理・運営業務委託契約でも定めるとおり、文書の提出や情報提供など迅速に必要な措置を講じる準備がある。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守、個人情報の保護及び人権の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	墓地、埋葬等に関する法律、奈良市火葬場条例及び同条例施行規則を含め関係法令を理解し、管理部門の職員が現場職員に逐次指導している。個人情報についても、施錠できるキャビネットへの保管徹底とセキュリティ体制の充実したNTTデータセンター内にサーバーを設置して、漏洩防止に努める。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	火葬場使用料等の現金の取り扱いについて、警備会社の入金機オンラインシステムを導入し、盗難等のトラブル防止と市への確実な入金に努めた。また、日々の公金徴収業務について、毎日市とのダブルチェックを行い、漏れのない管理体制を構築している。SPCの財務状況については、市への四半期ごとの収支報告を行い、事業の継続性と透明性を確保している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。	日常点検に加え、年初に計画した定期点検を予め作成したチェックシートに基づき実施。 建物や火葬炉においては、長期修繕計画を定め、施設の長寿命化や維持管理コストの削減を図る。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。 また、利用者の事故等に対する補償及び賠償について具体的・効果的な方策があるか。	監視カメラを必要に応じて適宜増設し、機械警備を併用して24時間365日体制の警備を実施。また、利用者の事故等に対しては、第三者賠償責任保険に加入し有事に備えている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業計画や要求水準書に沿った事業が展開され、奈良市の火葬業務を滞りなく実施することができた。	B
	自主事業実施計画	自主事業は、利用者の要望に沿った取り組みとなっているか。	売店では菓子類だけでなく、骨壺や数珠、動物火葬用段ボールなど利用者目線での商品構成に取り組み、地元企業の葛餅を置くなど地域活性化にも寄与した。利用者のニーズを把握するため、売店で取り扱う商品の要望を募ったり、仕出しメニューのリスク管理と選択肢拡充を目的に提供者を1社追加し、2社体制で運用するなど積極的な取り組みを行っている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	待合フロアの床や携帯電話やインターネット環境の整備、貸しスリッパの提供など、常に利用者目線での改善を図っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	安全性と利便性を保ち、効率化を中心とした経費削減を進めている。維持管理についても、計画的に実施することで縮減を図っている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	維持管理・運営業務を総合的に把握し、統括管理する施設長を中心に人員を配置。積極的に地元雇用を行い、事前に研修を行った上で業務の知識と技術力の向上を図っている。また、防災管理者や食品衛生責任者といった必要に応じた講習も受講している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されたか。	指定管理者は、全国で多数の斎場の管理運営実績を有しており、そこで得たノウハウやトラブル事例を共有し、施設計画や維持管理運営マニュアルに反映させることで経費縮減を図っている。また、想定外のリスク発生に備え予備費や内部留保金積立を準備している。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか	SPC（特別目的会社）として、資産の管理・運用それ自体が本業であり、他の事業の影響を受けることはない。会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われており、自主事業なども含め指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	管理運営を行うにあたり、様々な研修を継続的に実施することにより、スタッフ一人ひとりのスキルアップを図り、施設の設置目的を達成するための体制を整えている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	施設所管課だけでなく、関連する部署と連動し、施設の設置目的を理解した運営が出来ている。定例会議以外にも市とのコミュニケーションを頻繁にとり、市主催のイベント等にも協力的である。	B
	リスク管理体制の整備	運営に影響が出るリスクとその対応策を事前に想定するとともに、災害等緊急事態が発生した場合においても火葬業務を滞りなく実施できる体制が構築されているか。	災害対策・大規模災害マニュアルを策定しているとともに、有事に備えるとともに、事業期間中の緊急事態発生時にも市外・県外の拠点から24時間以内に現地に応援を派遣する体制を構築している。	B
	地域に根差した事業の実施	市民の雇用や業務に関連する発注に市内の事業者を用いるなど、地域に根ざして事業を進める姿勢はあるか。	維持管理・運営における地元企業の積極的な活用、地元人材の雇用を展開している。また、自主事業の売店並びに仕出しについても地元企業を活用し地域経済発展に寄与している。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者目線で積極的な改善と適正・効率的な施設運営が実施された。 引き続き1年間の実績と傾向、利用者の要望に基づく改善の継続を期待したい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ボランティアセンター		評価主体	市民部 地域づくり推進課	
指定管理者	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	(非公募)	指定の期間	令和5年4月1日 令和10年3月31日	から まで (5年間)
設置目的	市民の地域福祉活動への積極的な参加促進を図るとともに、さまざまな分野で広がりをもせるボランティア活動を支援する。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・利用状況報告の確認(月1回) ・相談件数報告の確認(月1回) ・経理状況の確認(月1回) ・ボランティア代表者会議への出席(月1回)	利用者の 満足度調査等	施設利用者アンケート調査を実施。	実地調査 実施日	令和8年1月13日～2 月3日
-----------------	--	----------------	------------------	-------------	--------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	29,733,000	-	13,500	10,199	293	別紙参照	別紙参照	別紙参照
令和6年度	29,150,000	-	13,500	10,915	295	-	別紙参照	別紙参照
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を 優遇していないか。	ボランティアセンター利用登録制度と、1ヶ月前からの利用予約 受付を実施するほか、利用者に対して時間の遵守を呼びかける など平等な利用が確保された。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	指定管理者がHPを作成し、登録団体の情報、ボランティアの募 集情報、イベント情報、助成金などの情報を随時発信していた。 また、団体の紹介やボランティアに関する情報を発信する「ボラセ ンだより」を毎月発行するなど、最新の情報を発信していた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	奈良市ボランティアセンターの管理に関する基本協定書に基づ き、奈良市ボランティアセンター条例をはじめとする種々の法令 の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	毎年度決算書等の報告が行われ、市担当課が確認を行なってい る。公の業務としての経理の重要性の認識があり、経理の執行 が適正に行われていた。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認し た。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり 行われたか。	奈良市ボランティアセンターの管理に関する基本協定書及び年 度協定書に基づき、施設の維持管理は、専門性を有する業者に 委託するほか、職員が日常的に点検を行い、異常がある場合は 速やかに市に報告した。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・火 災等の非常時の対応について、業務仕様書に定める 水準のとおり行われたか。	毎年1回、登録団体と共に「奈良市ボランティアセンター消火・通 報・避難訓練」を実施し、非常時に迅速に対応できるよう備えられ た。また、「災害ボランティアセンター」としての機能の整備が進め られ、災害時に必要な支援や調整を迅速に行うための体制の確 立に努めた。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通り の成果があったか。	窓口での相談や貸館業務、講座などの事業を実施し、ボランティ ア団体への支援を幅広く実施した。	B
	自主事業実施計画	自主事業は実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画通りの成果があったか。	ボランティア団体の充実及び新たな人材の育成を図るためボラン ティア養成講座を実施し、ボランティア活動における技術や知識 の拡充に努めている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用促進、サービスの向上について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	各事業ごとに利用者アンケートを実施するなどして、利用者の意 見を聴き、サービスの向上に努めていた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	コピー用紙などの消耗品の節約や節電に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	適正な人員配置で管理運営が行われた。正規職員から1名、嘱託職員2名、臨時職員から2名が常駐した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	職員自ら講座の講師を務めたり、セミナーや研修会などに参加したりし、相談技術やコーディネート技術の向上に努めていた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理者である「社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会」は安定的に事業を継続できる財政状況であり、管理運営が困難になる恐れはなかった。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	連携及び情報共有	市と指定管理者が連携を取り合い、施設での運営が効果的に行われたか。	「代表者会議」に市担当課職員も参加し、指定管理者及び利用者と情報を共有した。また、定期的にボランティアインフォメーションセンターと会議を開催し、互いの情報を共有した。さらには、指定管理者は利用状況や相談件数の報告書を市に毎月報告を行っており、連絡を取り合う体制ができています。	B

5. 総合評価

総合評価	ボランティアセンターの設置目的である、市民の自主的な参加による自発的な活動の促進、市民福祉の向上について、指定管理者が指定管理料を効果的に配分しながら、自主事業を展開するなど、費用対効果に優れた管理運営を行うことができた。
指定管理者に対する指示・指導事項	市民活動の拡充、グループ間の交流、活動の支援、利用促進、「災害ボランティアセンター」としての機能の整備などについて、今後も状況に合わせた積極的な取組が行われることを期待する。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	令和6年度に指示された「今後も状況に合わせた積極的な取組が行われることを期待する。」ことに対して、令和7年度は、災害ボランティアセンターの設置場所について、ボランティアセンターでは手狭であることを伝えたことで、新たな設置場所が決定した。また、関係者間のネットワーク作りの強化を図ったことや、災害の登録ボランティアの交流等を継続して行ったことで、関係者間の連携がより一層強化された。また、Facebookやホームページを駆使してボランティア人材の発掘及び活動の周知を積極的に行うとともに、講座やセミナーを行いボランティア活動の発展を図ることができた。今後も中間支援組織としての役割を果たし、更なる団体の創出や活動の活性化につながる取組を期待している。
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	会議室1	46.0%	37.2%	－	43.4%
2	会議室2	41.0%	32.6%	－	37.1%
3	グループ活動室	29.0%	25.9%	－	29.6%
4	和室	43.0%	35.7%	－	36.3%
5	調理実習室	21.0%	23.1%	－	21.1%
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

ボランティアセンターにおける利用者満足度の一覧表

番号	項目名	利用者満足度(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	部屋の予約手続き	50.0%	42.0%	－	52.2%
2	部屋の利用	50.0%	67.0%	－	80.5%
3	印刷機の利用	50.0%	52.0%	－	45.1%
4	パソコンの利用	50.0%	10.0%	－	7.1%
5	相談の対応	50.0%	36.0%	－	38.9%
6	保険加入の手続き	50.0%	63.0%	－	68.1%
7	ロッカーの利用	50.0%	44.0%	－	44.2%
8	職員の接遇態度	80.0%	95.0%	－	90.3%
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	済美地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	済美地区自治連合会	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和7年4月17日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	538,000	792,280	12,000	11,901	290	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	538,000	836,200	12,337	13,388	287	36.8	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。ロビーのスペースを有効利用するなどして、利用者の多様な希望に応じる工夫がある。又、認知症予防や健康をテーマにしたものや地域内に焦点をあてた事業を開催するなど、地域コミュニティの拠点としての役割を果たす館となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	1階ホール	70.0%	67.1%	－	72.9%
2	1階和室	35.0%	32.1%	－	31.4%
3	1階ロビー	40.0%	38.5%	－	41.9%
4	2階和室(東)	40.0%	39.0%	－	41.4%
5	2階和室(西)	30.0%	28.9%	－	35.3%
6	2階ロビー	25.0%	21.4%	－	20.9%
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	柳生地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	丹生町自治会	（非公募）	指定の期間 令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	—
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	205,000	0	600	573	365	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	205,000	0	573	661	365	1.0	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	実地調査実施日は、実地調査計画に該当しない年で突発的な事象もなかったため事業報告書の提出のみになり実施しなかった。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	自治会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。地域の交流拠点として機能しており、経費節減にも努めながら適切に管理運営されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	大会議室全体	5.0%	0.7%	－	1.6%
2	大会議室A	5.0%	0.4%	－	0.4%
3	大会議室B	5.0%	2.8%	－	1.9%
4	和室	5.0%	0.2%	－	1.1%
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	とみの里地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	東登美ヶ丘地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和7年10月9日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	995,000	2,970,000	45,000	43,919	285	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	995,000	2,711,650	45,968	39,082	299	66.0	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。様々な地域団体が利用しており、毎年恒例の「ふれあい文化祭」は地域住民の交流、ふれあいの場となっている。又、施設の維持管理に対する意識が浸透しており、利用者がルールを守り丁寧に館を利用するよう運営されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	大会議室1	70.0%	69.3%	－	54.1%
2	大会議室2	95.0%	94.1%	－	67.8%
3	中会議室1	66.0%	65.6%	－	56.1%
4	中会議室2	60.0%	57.5%	－	42.7%
5	大会議室3	95.0%	91.8%	－	68.4%
6	小会議室	62.0%	61.2%	－	42.7%
7	和室B	55.0%	54.0%	－	40.6%
8	カラオケルーム	90.0%	89.4%	－	67.7%
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	右京地域ふれあい会館		評価主体	市民部 地域づくり推進課		
指定管理者	右京地区自治連合会	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日 令和11年3月31日	から まで	(5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。					

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	令和8年3月13日
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	213,000	566,900	14,000	14,201	365	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	213,000	554,400	13,889	15,072	365	47.7	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。各団体の活動の推進を図る他、文化振興や地域交流の充実に寄与する自主事業を実施し10月に開催された「お月見まつり」には、1,500人もの参加者があり、特に地域コミュニティの拠点としての運営が成されている。また、管理運営方法の見直しを検討し、利用者へのサービス向上につながる取組をされている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	旧館	40.0%	35.2%	－	31.4%
2	新館	60.0%	56.5%	－	64.2%
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	帯解地域ふれあい会館		評価主体	市民部 地域づくり推進課	
指定管理者	田中町自治会	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日 令和11年3月31日	から まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	令和7年9月22日
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	98,000	0	3,000	2,930	365	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	98,000	0	2,213	3,177	365	11.4	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	自治会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。毎年恒例の「ふれあいフェスタ」を開催し、地域住民の交流を図り多くの方に参加いただき、また、定期的に会館内外の清掃を行うなど会館の丁寧な維持管理が浸透している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	会議室	20.0%	20.4%	－	20.7%
2	和室1	5.0%	4.1%	－	8.8%
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	朱雀地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	朱雀地区自治連合会	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和7年10月31日 令和8年2月12日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	178,000	595,900	16,000	14,732	359	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	178,000	570,600	16,601	15,635	359	65.8	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正 に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどにつ いて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主のグループと 連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な 方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要 性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。掲示板の利用や業務ルールの遵守等受付業務の合理化により、安定的に継続出来る経営がなされている。又、会館前の広場を整備し伐採した竹で作製したとうろうを灯し、ふれあい居酒屋を開催するなど、地域活動活性化の為に取組を実施しており、地域コミュニティの拠点となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	集会場A	70.0%	65.3%	－	71.5%
2	集会場B	70.0%	70.8%	－	74.5%
3	和室	50.0%	47.1%	－	19.4%
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	東市地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課					
指定管理者	東市地区自治連合会	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日	から	令和11年3月31日	まで	(5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。							

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	令和7年12月18日 令和8年2月5日
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	203,000	467,700	7,500	7,123	356	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	203,000	522,100	8,220	6,786	356	19.2	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理業務を適切に遂行された。また、階段と女子トイレへ手すりを設置する等、会館利用者がより快適に利用できるよう工夫しており、地域団体に多く利用され、地域の交流拠点として機能している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	大会議室全体	50.0%	46.7%	－	37.5%
2	小会議室	30.0%	25.9%	－	24.3%
3	和室	10.0%	8.1%	－	6.9%
4	応接室	0.0%	0.0%	－	0.0%
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	左京地域ふれあい会館		評価主体	市民部 地域づくり推進課		
指定管理者	左京地区自治連合会	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日 令和11年3月31日	から まで	(5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。					

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	9/17,2/20
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	178,000	666,228	7,000	6,964	351	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	178,000	502,010	5,788	6,308	356	16.3	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。地域で活動する各団体が利用しており、各種団体が連携して街づくりに取組む為の拠点となっており、会館の運営担当者を設定し円滑な会館運営を行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	大会議室全体	45.0%	43.9%	－	43.6%
2	オープンスペース	20.0%	17.3%	－	20.6%
3	小会議室	20.0%	20.9%	－	15.1%
4	和室	5.0%	4.1%	－	5.8%
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	青和地域ふれあい会館		評価主体	市民部 地域づくり推進課		
指定管理者	青和地区自治連合会	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日 令和11年3月31日	から まで	(5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。					

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	令和7年12月4日 令和8年2月12日
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	155,000	436,100	12,000	11,198	360	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	155,000	484,200	12,402	11,433	358	37.2	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有している こと	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正 に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについ て自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと 連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な 方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要 性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。また、地域住民の居場所作りとして、地区社協が主となり様々な事業を開催しており、地域活動の拠点として、利用団体の活動の活性化に繋がっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	集会場全体利用	40.0%	38.8%	－	41.3%
2	会議室	40.0%	38.7%	－	40.3%
3	和室	20.0%	18.9%	－	30.6%
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	佐保川地域ふれあい会館		評価主体	市民部 地域づくり推進課	
指定管理者	佐保川地区自治連合会	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日 令和11年3月31日	から まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	令和7年10月10日
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	183,000	976,400	15,000	14,680	365	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	183,000	943,000	14,042	14,277	365	39.7	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。地域住民の活動の拠点としてスマホ教室や男性向け健康体操、小中学生の育成支援教室など幅広い年齢層に門戸を広げ、適切に運営されています。また地域の各種団体の情報発信の拠点としても活用されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	大会議室	60.0%	55.9%	－	52.9%
2	小会議室	50.0%	47.5%	－	44.7%
3	和室A	30.0%	27.6%	－	30.1%
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	辰市地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	辰市地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等		実地調査実施日	令和7年9月11日
-------------	--------------	------------	--	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	195,000	94,200	1,500	1,402	261	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	195,000	94,200	3,261	2,323	258	12.6	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	令和6年度の利用者実績に集計誤りがあり、2,777人と報告したが2,323人が正しい。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。定期的な会館の清掃を行うなど、地域の団体等に有用に活用される施設として維持管理に努めている。ヨガや健康体操、整体などの近隣の高齢者の健康づくりに関する利用が多く、地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	大会議室全体利用	12.0%	8.8%	－	12.1%
2	小会議室	12.0%	11.1%	－	11.2%
3	和室10帖	10.0%	5.6%	－	5.6%
4	和室6. 5帖	10.0%	0.0%	－	0.0%
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	月瀬地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	月瀬自治会	（非公募）	指定の期間 令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	—
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	93,000	7,500	100	59	365	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	93,000	0	103	20	352	0.1	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由	令和6年度は利用回数が1回で、令和7年度は利用回数が4回のため大幅な変動になった。							
特記事項	実地調査実施日は、実地調査計画に該当しない年で突発的な事象もなかったため事業報告書の提出のみになり実施しなかった。							

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主のグループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	自治会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。定期的な会館の清掃や草刈を行うなど、地域の団体等に有用に活用される施設として維持管理に努めている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	和室全体利用	1.0%	0.0%	－	0.0%
2	和室1	1.0%	0.4%	－	0.0%
3	和室2	1.0%	0.3%	－	0.0%
4	和室3	1.0%	0.0%	－	0.0%
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	西大寺北地域ふれあい会館		評価主体	市民部 地域づくり推進課				
指定管理者	西大寺北地区自治連合会	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日	から	令和11年3月31日	まで	(5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。							

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	令和7年10月28日
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	443,000	2,466,600	13,000	12,590	352	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	443,000	2,570,450	12,957	13,476	354	33.7	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。地元住民の交流拠点として地域の各団体が多く利用しており、利用者が交代制で清掃を実施するなど、施設維持管理の為に丁寧な利用が利用者にも浸透している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	大会議室全体利用	45.0%	41.4%	－	45.7%
2	大会議室1	20.0%	21.1%	－	19.4%
3	大会議室2	20.0%	17.6%	－	14.9%
4	小会議室	45.0%	41.0%	－	41.5%
5	和室	20.0%	33.9%	－	39.7%
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	佐保台地域ふれあい会館		評価主体	市民部 地域づくり推進課	
指定管理者	佐保台地区自治連合会	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日 令和11年3月31日	から まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	令和7年3月6日
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	170,000	409,000	8,000	7,992	237	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	170,000	398,900	5,823	6,585	237	27.3	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。また、老朽化した備品の整備をするなど丁寧な施設の維持管理が成されている。利用者の利便性向上の為、利用時間や貸室の用途等について柔軟に対応されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	会議室	20.0%	19.5%	－	51.2%
2	多目的室	65.0%	63.7%	－	19.1%
3	洋室(小会議室)	20.0%	14.7%	－	17.6%
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	都跡地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	都跡地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	令和7年12月4日
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	438,000	740,400	18,000	18,326	348	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	438,000	708,300	9,014	12,975	349	23.7	別紙参照	—
変動の大きい 指標の変動理由	令和7年度は選挙が2回あり、投票所として利用されたため利用者数が増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。都跡地区ふれあい祭りではふれあい会館にてカレーの炊き出しを行うなど、地域団体との共催事業を通して、地域住民の交流を深める事業を開催している。また、地域交流の場として利用者が有用に活用できるよう、管理業務に努められている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	会議室(大)	33.0%	31.9%	－	33.1%
2	会議室(中)	30.0%	28.6%	－	28.4%
3	小会議室	25.0%	23.5%	－	21.3%
4	調理室	10.0%	5.3%	－	3.8%
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	大安寺西地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	大安寺西地区自治連合会（非公募）	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで（5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和7年4月27日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	163,000	264,000	5,000	4,605	358	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	163,000	216,900	6,769	5,010	358	14.1	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。12月には会館及び周辺のイルミネーション展示などの開催により、多世代での交流の場を設定することで、年長者から未就学児まで幅広い層の住民が取り組みに参加しており、地域の交流の拠点となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	大会議室	30.0%	27.7%	－	23.5%
2	和室1	10.0%	7.6%	－	12.9%
3	和室2	0.0%	0.0%	－	0.0%
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	東里地域ふれあい会館		評価主体	市民部 地域づくり推進課		
指定管理者	東里地区自治連合会	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日 令和11年3月31日	から まで	(5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。					

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	—
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	148,000	44,700	2,100	2,054	358	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	148,000	40,800	1,729	1,843	358	9.3	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	実地調査実施日は、実地調査計画に該当しない年で突発的な事象もなかったため事業報告書の提出のみになり実施しなかった。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。各種団体やグループに利用されている他、福祉や防災の拠点としての活用に向けて取り組みを推進しており、適切な管理運営が行われている。また、定期的に会館の清掃を行うなど会館の丁寧な維持管理が浸透している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	大会議室	20.0%	18.0%	－	16.0%
2	小会議室	5.0%	4.7%	－	4.9%
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	佐保地域ふれあい会館		評価主体	市民部 地域づくり推進課		
指定管理者	佐保地域自治協議会	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日 令和11年3月31日	から まで	(5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。					

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	令和7年1月28日
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	283,000	1,027,000	17,000	16,958	301	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	283,000	913,300	10,021	11,387	295	18.5	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	協議会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。インターネットを利用した利用申込方法を導入し、利用者の利便性の向上に繋がっている。より多くの利用者に活用されるよう広報活動にも取り組み、佐保地域ふれあい食堂が開催される等、地域住民の交流の拠点施設となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	会議室(新館1F)	45.0%	40.5%	－	43.6%
2	和室AB(新館2F)	20.0%	16.1%	－	15.1%
3	洋室(南館1F)	40.0%	37.9%	－	16.2%
4	和室(南館2F)	20.0%	17.5%	－	16.3%
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	伏見地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	伏見地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和8年1月22日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	236,000	873,100	7,100	7,088	307	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	236,000	763,050	4,767	6,245	306	13.9	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。ホームページを作成して、情報発信や情報共有にも力を入れ、地域の利用者のニーズに沿ったサービスの向上に努めている。また、地域団体と伏見まつりや健康体操を開催し、地域住民の交流を深めている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	大会議室	40.0%	38.8%	－	33.5%
2	中会議室	20.0%	16.1%	－	10.5%
3	小会議室	20.0%	10.7%	－	15.3%
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	明治地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	明治地区自治協議会	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和8年3月12日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	236,000	419,300	7,000	7,184	306	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	236,000	413,900	5,882	5,327	312	11.7	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	協議会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。地域の交流拠点として機能しており、経費節減にも努めながら適切に管理運営されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	会議室1	10.0%	9.5%	－	4.8%
2	会議室2	10.0%	10.2%	－	7.7%
3	会議室3	10.0%	12.1%	－	10.0%
4	会議室1・2	20.0%	19.9%	－	19.7%
5	和室	5.0%	4.9%	－	4.7%
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	二名地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	二名地域自治協議会（非公募）	指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和7年11月21日 令和8年2月9日
-------------	--------------	------------	---------	------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	236,000	576,900	10,000	13,261	354	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	236,000	617,300	—	9,606	354	—	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	令和6年4月1日より開館し、指定管理開始。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	協議会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。「みんなの作品展」には、地域住民より75点もの出展があり313名の参加者があった。地域コミュニティの拠点としての役割を果たす館となっており、適切に管理運営されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	大会議室	35.0%	33.5%	－	41.9%
2	会議室A	35.0%	31.0%	－	25.6%
3	会議室B	5.0%	3.0%	－	1.8%
4	会議室C	15.0%	14.9%	－	7.5%
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	帝塚山地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	奈良帝塚山地域自治協議会（非公募）	指定の期間	令和7年4月1日 から 令和11年3月31日 まで（4年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和7年8月21日 令和7年8月27日 令和7年12月8日
-------------	--------------	------------	---	-------------	-------------------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	533,000	166,000	3,000	3,046	354	別紙参照	別紙参照	—
令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	令和7年4月1日より開館し、指定管理開始。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	協議会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。帝塚山フェスタには1150名の参加があり、地域コミュニティの拠点としての役割を果たす館となっており、適切に管理運営されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	大会議室	10.0%	7.6%	—	—
2	会議室A	10.0%	6.5%	—	—
3	会議室B	10.0%	0.7%	—	—
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					